

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人の就労不能損害、通院交通費及び通院慰謝料について、原発事故後にPTSDにり患したこと等の事情を考慮し、平成29年12月分までの期間につき、原発事故の影響割合を7割として賠償されたほか、同月分までの避難費用等が賠償された事例

1519-1

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金68万1457円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 継続協議

申立人と被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本件和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年10月11日

（仲介委員 神村大輔）

	損害項目	期間	和解金額 (円)
1	避難費用（食費増加分）	自 平成 28 年 9 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 末日	160,000
2	避難費用（雑費）	自 平成 28 年 9 月 26 日 至 平成 29 年 12 月 26 日	238,140
3	避難費用・一時立入（交通費）	自 平成 28 年 10 月 28 日 至 平成 29 年 12 月 30 日	254,469
4	生命・身体的損害		
(1)	診断書料	平成 29 年 1 月 27 日 平成 29 年 5 月 29 日 平成 29 年 11 月 27 日	9,000
5	本件和解仲介 に関する弁護士費用		19,848
合計			681,457

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人の就労不能損害、通院交通費及び通院慰謝料について、原発事故後にPTSDにり患したこと等の事情を考慮し、平成29年12月分までの期間につき、原発事故の影響割合を7割として賠償されたほか、同月分までの避難費用等が賠償された事例

1519-2

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間に限定して和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として金635万8315円の支払義務のあることを確認する。

3 既払金の精算

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として、金68万1457円を支払済みであることを確認する。

この既払金68万1457円について、第2項記載の和解金635万8315円と精算することとする。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

（2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年3月15日

（仲介委員 神村大輔）

	損害項目	期間	和解金額 (円)
1	避難費用 (食費増加分)	自 平成 28 年 9 月 1 日 至 平成 29 年 12 月末日	160,000
2	避難費用 (雑費)	自 平成 28 年 9 月 26 日 至 平成 29 年 12 月 26 日	238,140
3	避難費用 ・一時立入 (交通費)	自 平成 28 年 10 月 28 日 至 平成 29 年 12 月 30 日	268,071
4	営業損害 (逸失利益) (アスパラガス)	自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 30 年 12 月末日	654,672
5	就労不能損害	自 平成 28 年 9 月 1 日 至 平成 29 年 12 月末日	4,371,360
6	生命・身体的損害		
(1)	通院交通費	平成 28 年 4 月 25 日及び 自 平成 28 年 9 月 10 日 至 平成 29 年 12 月 26 日	67,878
(2)	診断書料	平成 29 年 1 月 27 日 平成 29 年 5 月 29 日 平成 29 年 11 月 27 日	9,000
(3)	通院慰謝料	自 平成 28 年 9 月 1 日 至 平成 29 年 12 月末日	224,000
7	精神的損害 (日常生活阻害慰謝料 増額分)	自 平成 28 年 9 月 1 日 至 平成 29 年 5 月末日	180,000
8	本件和解仲介 に関する弁護士費用		185,194
合計			6,358,315